

「木の総合文化（ウッドレガシー）を推進する議員連盟」規約（案）

平成 29 年 4 月 4 日

（名 称）

第 1 条 本連盟は、「木の総合文化（ウッドレガシー）を推進する議員連盟」と称する。

（目 的）

第 2 条 本連盟は、2020 年開催のオリンピックパラリンピック東京大会の成功に向け、日本の「木の文化」を世界に発信し、木を使用した競技施設などのオリンピックレガシーの活用、森林整備の重要性や地球温暖化の防止、木材利用の促進などの理解を深めるとともに「木の文化」の国内外の交流、イベントや事業などを展開し、「木の総合文化」の普及・啓蒙及び木材活用の推進などについて積極的な取組みを図るものとする。

（構 成）

第 3 条 本連盟は前条の目的に賛同する自由民主党及び公明党所属の国会議員をもって構成する。

（役 員）

第 4 条 本連盟に次の役員を置く。

会 長	1 名	会長代行	1 名	副会長	若干名
幹事長	2 名	事務局長	1 名	事務局次長	2 名

（顧問・相談役）

第 5 条 本連盟に顧問・相談役を置くことができる。

（事 業）

第 6 条 本連盟は、第 2 条の目的を達する必要な事業を行う。

（会 議）

第 7 条 本連盟の会議は次のとおりとし、会長が召集し、議長となる。
総 会 年 1 回 役員会 随 時 懇談会 随 時

（経 費）

第 8 条 本連盟の経費は会費及び寄付金をもって充てる。
会費は議員の歳費から拠出し月 100 円とする。

（細 則）

第 9 条 本連盟の運営上必要な細則は会長が定める。